

令和3年 No.13

○東京学芸大学大学院教育学研究科規程等の一部を改正する規程の制定

改正理由

教職大学院において、新たに教職大学院履修登録プログラムを実施すること及び履修手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年2月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年2月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第8号

東京学芸大学大学院教育学研究科規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程（平成6年規程第18号）

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：教職大学院において、新たに教職大学院履修登録プログラムを実施すること及び履修手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(履修科目の登録) 第6条 学生は、指導教員の指導に基づき、当該学年内に履修しようとする授業科目を、所定の<u>手続により登録しなければならない。</u></p> <p>(単位) 第7条 <u>単位に関して必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(教職大学院1年履修プログラム) 第9条 大学院学則第10条第2項に規定する履修上の区分を、「教職大学院1年履修プログラム」と称する。 2 教職大学院1年履修プログラムは、大学院学則第18条第2項の規定により、教職専門実習10単位のうち8単位を修得したものとみなされた学生を対象とする。 (履修登録プログラム) 第9条の2 <u>教職大学院に、現職教員の資質の向上に資することを目的として、履修登録プログラムを置く。</u> 2 <u>履修登録プログラムは、教育委員会が行う現職教員研修参加者及び教員免許状更新講習受講者を対象とする。</u> 3 <u>履修登録プログラムに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(履修科目の届出) 第6条 学生は、指導教員の指導に基づき、当該学年内に履修しようとする授業科目を、所定の<u>様式により研究科長に届けなければならない。</u></p> <p>(単位修得の認定) 第7条 <u>単位修得の認定は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告等に基づきこれを行う。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(教職大学院1年履修プログラム) 第9条 大学院学則第10条第2項に規定する履修上の区分を、「教職大学院1年履修プログラム」と称する。 2 教職大学院1年履修プログラムは、大学院学則第18条第2項の規定により、教職専門実習10単位のうち8単位を修得したものとみなされた学生を対象とする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部改正について

改正理由：教職大学院において、新たに教職大学院履修登録プログラムを実施することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(入学資格)</p> <p>第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>(3) 本学学部4年次に在籍する者で、所定の単位を優秀な成績で修得したと教育学研究科において認められたもの</p> <p>(4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると教育学研究科において認められた者</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 願書・履歴書</p> <p>(2) 卒業・修了（見込み）証明書</p> <p>(3) 最終出身学校の成績証明書</p> <p>(4) その他本学が必要と認める書類</p> <p>2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 住民票（市・区役所で発行。国籍、在留資格及び期間が記載されたもの。）</p> <p>(2) 科目等履修生調書</p> <p>3 <u>第8条第2項各号に規定する者が科目等履修生を願ひ出る場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類の提出を要しない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第5条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに<u>所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(入学資格)</p> <p>第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>(3) 本学学部4年次に在籍する者で、所定の単位を優秀な成績で修得したと教育学研究科において認められたもの</p> <p>(4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると教育学研究科において認められた者</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 願書・履歴書</p> <p>(2) 卒業・修了（見込み）証明書</p> <p>(3) 最終出身学校の成績証明書</p> <p>(4) その他本学が必要と認める書類</p> <p>2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 住民票（市・区役所で発行。国籍、在留資格及び期間が記載されたもの。）</p> <p>(2) 科目等履修生調書</p> <p>3 <u>本学学部学生が科目等履修生を願ひ出る場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類の提出を要しない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第5条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに入学金を納付しなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。</p>

(入学時期)

第6条 科目等履修生の入学時期は、4月又は10月とする。

2 前項の規定にかかわらず、教職大学院における履修登録プログラム（以下「履修登録プログラム」という。）登録者が科目等履修生となる場合の入学時期は、前条の手続が完了した日の属する月とする。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、1年以内とし、当該年度末までとする。ただし、履修を継続する必要があるときは、許可を受けて1年以内に限りこれを延長することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

2 次の各号のいずれかに該当する者が入学する場合は、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(1) 第2条第3号に規定する本学学生

(2) 履修登録プログラム登録者

[省略]

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(入学時期)

第6条 科目等履修生の入学時期は、4月又は10月とする。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、6月以上1年以内とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、許可を受けて1年以内に限りこれを延長することができる。

(授業料等の額)

第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

2 第2条第3号により入学する者の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

[省略]